

あわ神あわ姫バスの運行路線上で交通規制を伴う工事等をする際の注意点

あわ神あわ姫バスの運行路線上で、工事等をする際に、交通規制、バス停留所の移設を伴う場合は、14日前までに都市総務課と必ず協議をしてください。

1. 対象となる交通規制等

- ①全面通行規制 ②大型車両通行規制 ③片側通行規制 ④バス停留所の移設

※ 片側交互通行、歩道規制等路線バスの運行が可能な場合は、協議の必要はありません。

2. 協議の手順

- ① 協議の際は、工事等の概要の分かる資料、工程表等を持参してください。
② 工事が長期間に渡る場合は、週間工程表を、工事を行う前週木曜日までに提出してください。

※ 事前に協議する日の調整をお願いします。

3. バス停留所の移設を伴う場合

- ① 臨時バス停留所の設置位置は、バス利用者の安全、当初のバス停留所との距離（100m以内）、一般車の通行等に配慮してください。
② バス停留所の移設期間は、最小限にしてください。
③ バス停留所移設予定日の7日前には、バス停留所移設の告知等を停留所に掲示してください。

3. その他

- ① 交通規制を伴う工事を行う場合は、別途、関係者（警察、道路管理者、高速バス運行会社等）との協議が必要です。
② 作業時間を厳守し、工事作業時間以外は車両を配置しないでください。
③ バスの安全運行、定時運行の支障となる事があれば、協議をしてください。

問合せ先

淡路市都市整備部都市総務課

TEL 0799-64-2125(直通)

FAX 0799-64-2527